

千一問に見る 都市、多民族社会、家族形成

光成 歩

1. はじめに

この論考は、1950年8月から1952年8月の間に『カラム』に掲載された「千一問」(1001 masalah)のうち、結婚及び家族についての質問と回答を取り上げて、当時の『カラム』読者が置かれていた社会環境やその変化、またそれらに対する認識や回答者の立場を考察するものである。

1950年代初頭のシンガポールでは、ムスリムの結婚や離婚が様々な形で社会的論争の種となっていた。1950年半ばから同年末にかけては、オランダ人男性とユーラシアン¹⁾女性との間に生まれ、日本占領期にマレー人女性の養女になっていた少女ナドラ(マリア)の親権をめぐる国際司法紛争が起これ、この最中でナドラとマレー人ムスリム男性とが結婚したことによって、論争の焦点は、改宗者の結婚の是非、幼児婚の是非(当時ナドラは13歳になったばかりであった)といった問題に発展していた²⁾。また、ナドラの親権係争が一定の決着を見た1951年以降も、幼児婚に加えて、マレー人ムスリム社会における離婚率の高さを問題視する声が高まり、1954年末には植民地政府がムスリムの結婚と離婚を専門に扱う法廷を設置すると明言するに至った。

結婚に関するこうした制度改革は、ムスリムだけを対象に構想されたわけではない。ナドラの結婚を契機に高まった幼児婚への問題意識は、当時シンガポールの人口の多数派を占めていた華人社会や、少数派のインド人社会にも影響を与え、婚姻年齢の下限を設定す

る法整備が試みられた³⁾。さらに、1950年代前半には女性運動が活発化し、マレー人の離婚率低減を目指す運動の他に、シンガポールの全住民を対象とした一夫一妻運動(一夫多妻制の廃止運動)も展開された。

この時期は、1951年4月の立法評議会選挙、1955年4月の立法議会選挙と、徐々に参政権が拡大されていく二度の選挙に挟まれた時期だった。植民地政庁と現地社会の有力者から成る植民地議会が住民の代表者から成る自治政府へと変化する中、世論の形成という点で影響力を持ったのが新聞・雑誌といった刊行物だった。月刊誌『カラム』は、1950年8月の創刊時より、マラヤ⁴⁾の政治・社会動向や世界情勢の紹介と批評、宗教、教育、国語についての論説、芸能ニュースなど、幅広いトピックをカバーする総合誌であり、時事問題に関して、マラヤのラジオ放送や新聞・雑誌との誌上論争を展開するなど、この時代のメディアの一角を占めていた。

創刊号から掲載されている千一問のページは、読者からの疑問に答えるといういわゆる「Q&A」コーナーである。本稿で取り上げる結婚や男女の関係に関する話題は、質問群の中でも登場の頻度が高いトピックの一つで、その中では、結婚についての宗教的な実践や解釈だけでなく、都市社会における男女の距離の取り方、生計の問題、教義上は固く禁じられている姦通の問題、異なる宗教または民族出身の異性との関係等が扱われ、読者の実生活における関心や読者を取り巻く社会環境が明るみに出る。本稿は、こうした話題を通じて、脱植民地化期シンガポールのマレー人ムスリム

3) シンガポールの全住民を包摂する法整備は頓挫し、キリスト教徒の婚姻と民事婚姻法に基づく婚姻にのみ適用される婚姻下限年齢法が成立した[Aljunied 2009: 121-123]。全住民を対象とする法整備の頓挫を受け、ヒンドゥー教徒にのみ適用される婚姻法改革を目指すヒンドゥー教徒議員も現れた[The Straits Times (以下、ST) 1954.4.2: 5]。

4) 現在のマレーシアのマレー半島部のこと。第二次世界大戦後の1946年、マラヤに復帰したイギリスはシンガポールをマレー半島部と切り離して単独植民地とし、以後、政治的独立の枠組みとして形成されたマラヤン連合、マラヤ連邦はいずれもマレー半島部のみを指してマラヤを用いた。

1) ヨーロッパ人男性とアジア人女性の通婚によって生まれる欧亜混血人。ナドラが生まれたインドネシアでは独自の社会集団となっていた。ナドラ(マリア)の祖母ルイズはインドネシア人とオランダ人の両親から生まれた混血人で、母アデリーンはルイズとスコットランド人との間に生まれた[Haja 1989: 29-31]。

2) ナドラ事件に対する『カラム』の論評を分析したものに、[坪井 2011]及び[坪井 2014]がある。

の日常世界への接近を試みる。

2. 男女の距離

シンガポールの都市空間は、職場、学校、娯楽の場などにおいて、見知らぬ他者との接触が日常化された公共空間であった。千一問でも、こうした状況に照らし、公共空間での見知らぬ他者、とりわけ異性との距離に関する問いが数多く寄せられた。

女性に妄想を抱くこと [Qalam 1951.2:41]

Q.58

ある男性が美しい女性を見かけ、帰宅してからもまだその女性の姿が頭に浮かんでいました。彼は妻との性交渉を持ちましたが、そのとき先ほどの美人女性との性交を妄想しながら事に及んでいました。これは法的にはどうなりますか。

A.58

それはイスラム法によって禁止されている。なぜなら、そのような行為は性交渉のマナーに触れるか、破ることになるからだ。

英語学校で女性を見ること [Qalam 1951.9:39]

Q.135

学校で同じクラス的女子を見つめたら、法的にはどうなりますか。イスラム法では顔と両手首以外、男女が見つめ合うことは禁止されていますが、英語学校では多くのイスラム教徒の男女が、半裸と見なされるような服装をしています。

A.135

イスラム法は、成人した男女のアウラを定めており、男女が交際することや見つめ合うことを禁止していることは明らかである。なぜなら、たとえ両者がアウラを隠していても、中傷を引き起こすからである。この禁止の結果について、我々自身が災難を見てきており、どのようにしてその不幸な出来事が起こったか、ひとつひとつ言及する必要はないだろう。

宗教学校で女性と交流すること [Qalam 1951.5:37]

Q.99

宗教学校で勉強している時や会議などの集会の際に、男性が女性と交わることは可能ですか。

A.99

この問題は詳しく説明すべき問題であるが、本誌の女性に関するコラムを担当しているウム・ムフシン氏がコラムで書き始めたようなので、この問題に関するより詳しい議論はそちらを見てもらえればと思う。

スポーツをすること [Qalam 1952.1:36]

Q.172

バトミントン、ホッケー、フットボールの競技は禁止ですか。

A.172

それらの競技は禁止ではない。それらは運動のひとつである。禁止なのは、そういった競技の中でアウラを露出すること、また男女の交際である。

演劇の上演 [Qalam 1952.2:30-31]

Q.186

芝居を上演し、その芝居の料金を徴収したら、法的にはどうなりますか？

A.186

芝居自体は禁止ではない。禁止なのは、よく芝居の中で見受けられるように、芝居のなかで信仰を持つ者たちがいつも男女で交わり、また女性が男装をし、男性が女装をし、それを大勢の観客に見られることである。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「アッラーと来世を信じる者(男)は誰であれ、近親者が同伴していない女と二人きりになってはならない。そこには3人目として悪魔がくる」(アーマッドの伝承による真正ハディース)

アッラーは次のような啓示をされている。

「男の信者に(女性から)目を伏せて陰部を守るように言ってやりなさい。女の信者にも言ってやりなさい。(男性から)目を伏せて陰部を守り、露出している部分の他は、体を見せてはならないと」

これに関する文言は他にもいくつかあり、芝居の状況を見ると次のことが言える。芝居では美しい女性を目にしてしまうことは避けられず、演じている信者たちは近親者ではない。よって、コーランやハディースに明記された禁止事項に抵触することになる。そこから得た金は、反逆によって得た収入、すなわち禁止された行為によって得た収入である。

最初の質問は、美しい女性を見かけ、その女性に妄想を抱くことについてである。回答は、それは禁じられているというが、その根拠はマナー違反であるとするにとどまる。

英語学校において女性を見ることを問うた第二の質問と、宗教学校において女性と交流することを問うた第三の質問に対する回答は、好対称をなしている。英語学校においては女性が「アウラ」を隠しておらず、「半裸に近い」状態でいるとされるため、アウラを隠さないこと、見つめあうこと、といった禁忌が守られていない以上、「災難」は免れないと言わなければならない。

る。一方、宗教学校における男女の交流については明確な回答を避けている。宗教学校及び集会という場に対し、西洋の思想的影響の下で運営されている英語学校に対するのとは異なる態度で臨んでいることの表れとも解釈できるだろう。一方、『カラム』の別の論説では、婚姻前に男女が知り合うこと自体を、「生活習慣の多様化とイスラムに反する習慣がもたらしたもの」で、西洋もしくは外来の文化であると否定的に捉えている〔*Qalam* 1959.3:26〕⁵⁾。ここで明確な態度の表明を避けたことは、宗教、あるいは教師・生徒といった学校を媒介とした紐帯から生まれる団体や、そうした団体が開く集会が、政府の政策に対して意見表明する場となっていたという、当時の情勢と結びつけて理解することも可能だろう。『カラム』は創刊時よりマラヤの政治情勢への論評を連載しており、マレー人ムスリムの政治集会に言及することも多かった⁶⁾。

スポーツや演劇など、娯楽に関する質問にも、男女の距離に関する立場から回答が寄せられている。サッカー、ホッケー、テニス、バドミントンといったスポーツは、当時マレー人の間で人気の高い競技だった。一方、ムスリム女性がスポーツをすることは、宗教に反するとの批判や論争の対象となっていた。1938年には、シンガポールのムスリム諮問委員会が女子のスポーツ競技を男性が観戦することを禁じる通告を出し、マレー人の反感を買った⁷⁾。第二次世界大戦後には、「新しいマラヤのマレー人女性」は、他民族の女性たちのようにスポーツに積極的に参加すべきだと述べるブルリス州王室女性の記事や、ムスリム女性のスポーツ参加を批判する宗教者に反論する女性の投書が新聞に掲載された⁸⁾。質問と回答は、スポーツとイスラムとの関係についてのこうした論点を踏襲したものとなっている。

5) 関連する情報は拙稿〔光成 2012〕を参照。

6) 例えば、1960年に提出されたムスリム法施行法案に対する反対集会が取り上げられている。この集会には、ムスリム団体の他、シンガポール宗教教師連合(Persatuan Guru-Guru Agama Singapura)や学生の連合が参加していた〔*Qalam* 1961.5:10-13, 37〕。

7) イェガーは、これを、ムスリム諮問委員会の中核を占めた、社会的経済的基盤を持つ有力者層だったアラブ系ムスリムやインド系ムスリムと、彼らに対して敬虔さに劣ると言われたマレー人ムスリムとの間の宗教的解釈をめぐる対立だとしている〔Yegar 1979: 99-108〕。

8) 前者の紙面では、女子スポーツを推進するブルリス州王妃が「活発な人柄で、宗教規範を厳格に守るが、女性や少女はバドミントン、ホッケー、テニスをするべきだ」という考えであると形容している。宗教的態度と女性のスポーツ参加への考え方が矛盾と捉えられている〔*ST* 1949.3.12: 8; *ST* 1949.7.17: 4〕

3. 結婚の相手

脱植民地化期の社会変化に伴い、結婚する相手についての規範にも変化が生じた。次の質問は、ムスリム社会におけるそうした変化を象徴する話題である。

結婚における対等性〔*Qalam* 1951.5:36-37〕

Q.97

庶民がトゥンク〔マレー人王族の称号〕やシャリファ〔ムハンマドの子孫の女性の尊称〕を妻に娶った場合、法的にはどうなりますか。

A.97

これは「カファール〔婚姻における対等性〕」の問題である。シャーフイー派では、一般人と身分の高い人の結婚は対等ではないという議論がある（このカファールの問題について詳しくはシャーフイー派の法学書を調べるとよい）が、この見解は別の学派から反論されている。その根拠は、そのような行為は同じイスラム教徒の分裂もたらし、使徒ムハンマド（彼に神の祝福と平安あれ）やイスラム教によって先導された連帯の原則を崩すからである。それは、イスラム教はタクワ〔神への崇敬〕以外、信徒の間に格差はないというものである。加えて、歴史上には、サイーディナ・ビラルとザイド・ビン・ハリサがいる。二人はクライシュ族でないどころか奴隷であったが、クライシュ族出身者と結婚して解放された。コーランの「女」の章の第22、23節に、結婚が禁止されている相手として14種の相手が挙げられているが、その中にはトゥンクやシャリファなど血統に由来する階層は含まれておらず、それどころか節の最後は次のように続いている。「これ以外の者との結婚は合法である」。こうしたことから、彼らは次のように考えた。強制ではなく合意にもとづくものならば、結婚を禁止したり、違法とする根拠は存在しない。

上記のような問題は、大論争を引き起こしたことに触れておくべきだろう。血統を維持したい者たちは譲ろうとせず、真実を追究しようとしないうち、自分たちの理屈を意地でも固守し、イスラム同胞間の絆を強めるという宗教のより広い目的について関心を払おうともしない。このため、まるでイスラム教のなかに高低があるようだ。

回答でも示されているように、この質問の背景には、従来社会的地位が釣り合わないと言われてきたアラブ系女性とマレー人男性との結婚の是非についての論争がある。この対等性をめぐる問題は、父親が初婚の女性の同意を得ずに結婚させることを認める強制

婚⁹⁾の問題とも絡んで、シンガポールだけでなくマレーヤでもしばしば論争化した。『カラム』は、ラシード・リダー¹⁰⁾らの改革思想に則って、強制婚や対等性に関する法学説を否定する立場からこうした論争に参加した〔*Qalam* 1952. 2: 33; *Qalam* 1955. 5: 36〕。ここでも、「ムスリムの間に差はない」として対等性の原則を否定しているほか、「その結婚が強制によるものでない」ことを結婚の合法性とする理解が示されている。

4. 結婚と住居

結婚後、経済基盤が整うまでの間、新郎と新婦がいずれかの両親とともに暮らすことは珍しいことではなく、特にマレー人の間では妻方居住が一般的な習慣であった。一方で、新婚夫婦の揉め事や離婚事由の中でも、両親による干渉が挙げられることはしばしばであった¹¹⁾。以下の質問からも、(義理の)両親との同居が悩みを伴わないものではなかったことが伺われる。

結婚後の住居〔*Qalam* 1950.11:39〕

Q.21

既婚者で自分の家庭を持っていない男性にとって、どちらがいいと思いますか？ 1) 男性が義理の親と住む、2) 妻を夫の両親と住ませる。

A.21

この事に関して、「胸をたたき願望を尋ねる」という諺がある。すなわち、自分の頭を使って自答せよという意味で、もし義理の親の家に住んでいて心地よく感じるならそこに住めばいいし、そうでないなら妻を自分の親の家に連れてくればいい。しかし、妻の気持ちも考えなければならない。義理の親と住む彼女の気持ちも尋ねる方がよい。最善の道は、あっちは駄目こっちも駄目

9) 「強制婚」とは、父(後見人)が初婚の女性を、その同意の有無を問わずに婚姻させる習慣を指す。シャーフィイー派法学では、婚姻の女性側の締結主体は後見人であり、いかなる場合でも女性自身が婚姻を締結することはできない。父または男性父系尊属が後見人の場合、被後見人の女性が成年・未成年かを問わず、その許可を得ずにこれを強制的に婚姻させることが可能とされる〔柳橋 2001: 76〕。マレー世界のムスリム社会でも、青年男女が初婚相手を自由に求める機会が少なく、親が子の結婚相手の選択を行うのが一般的だった〔口羽益男・坪内良博 1966: 8〕。強制婚と対等性に関する『カラム』の議論は拙稿〔光成 2012〕を参照されたい。

10) Muhammad Rashid Rida (1865-1935) は、現在のレバノン出身の法学者でイスラム改革思想家。1898年、カイロで師事したムハンマド・アブドゥーと共に雑誌『アル=マナール』(灯台)を刊行し、イスラム改革思想を広めた。1906年にシンガポールで刊行された『アル=イマーム』(指導者)は、リダーらの思想的影響を受けており、紙面でもしばしば『アル=マナール』が引用された〔Roff 1974: 59-61〕。

11) [Djamour 1959: 118-119]

とお互い避け合うのではなく、両者の友情の絆をより強めることである。

結婚後の住居(2)〔*Qalam* 1950.11:39〕

Q.22

インド、エジプト、アラブのイスラム教徒は、結婚したら男性は(我々がよくするように)義理の親と住みますか？それとも妻を自分の両親の家に連れてきますか？

A.22

どこの人であろうとその状況は同じである。それぞれの状況に応じて、持てる人たちは家族の人数が増えることをきっと好むだろうし、持たざる人たちは断念せざるを得ない。

第一の質問は、家を持っていない場合にどちらに住めば良いか、と問いかける。回答は、義理の両親と同居するならそれで居心地よく居られるのかと自問するよう促し、本人と妻の気持ちを大切にするようにと説いている。対して、第二の質問は、他のムスリム社会ではどのような習慣となっているかを尋ねている。インド、エジプト、アラブは、聖地や学問の中心を擁した場所であるだけでなく、シンガポールのマレー人ムスリムにとっては隣り合って生活する外来ムスリムらの出身地でもある。「我々がよくするように」と、自らの習慣を一方に置いた上で、これを外部の権威あるムスリム社会の習慣と比較しようとする質問だと言えるが、回答は、経済状況に従って決めることだと述べて、これらの国々の習慣との比較はしていない。

5. 生計を立てる手段

結婚生活において、一家を支える収入を確保することは大きな悩みである。当時のシンガポールでは、マレー人の社会経済的な立ち遅れが指摘されており、教育改革や婚姻法改革が求められていた。

一家の困窮〔*Qalam* 1951.11:35〕

Q.150

私の給与は月に200ドルしかありません。時々それより多かったり少なかったりします。私には16人もの扶養家族があり、借家に住み、学校に通う子供たちもいます。日々の出費は最低でも600ドル、たまにそれ以上かかることがあります。これは衣料費を含めない額です。物価が何もかも高い中で、出費を最低限に抑えるようにしています。この悲惨な状況から逃れる方法について何か助言を頂けますでしょうか。

A.150

最善かつ賢明な策は、収入に出費をつりあわせることである。忍耐強くそのような状況に対処しつつ、願わくはアッラーから豪勢な金運や恵みがもたらされるよう祈り、祈りながら努力を怠らないようにすることである。なぜなら、努力なしに願いは叶えられないからである。その努力から得られる収入についてはアッラーに委ねなさい。神の御心ならば、努力することでその苦難の状況から抜け出せることだろう。

家族を養うこと [Qalam 1951.5:36]

Q.96

もしある人物の収入が自分の妻子を養うのに十分ではなく、退職や昇給を願いでもできない場合、その人物はどうしたらいいですか。

A.96

自分の生活は自分の収入で賄わなければならない。アッラーの救いを祈願しつつ、あなた自身が努力すれば、あなた方夫妻は欠乏を補うための他の工夫がきくとあるはずである。それぞれの不足分は工夫すれば補うことができるが、妻に対する責任を放棄してはならない。妻に対する責任は義務となっており、その義務によってあなたは物事に責任を持つことを教えられている。もしあなたが責任を持とうとしないなら、より重大な問題に対しても責任を持てないだろう。

ムスリム女性の生業 [Qalam 1952.7:20]

Q.241

なぜイスラム教徒の女性はウェイトレスになる人が多いのでしょうか。これは法的にはどうなりますか？

A.241

我々が知る限り、大半の女性は生計を立てるためにウェイトレスとして働いている。夫に去られ居場所も与えられないまま子供を育てている女性もいる。また自分の両親や親戚を扶養しなければならない女性もいる。さらに一部には、例えば夫に放っておかれるなどして傷心を抱える女性もいる。こうした女性がウェイトレスとして働くことは許される。なぜなら、知識がないゆえ、その職に就く以外に収入を得る方法がないからである。

もし自尊心と節操を守ることができるなら、生活のためにウェイトレスとして働くこと自体は仕方がない。しかし一方で、ウェイトレスとなった彼女らの中には、尊厳を売り、一部の者は酒を飲むなど、イスラムで固く禁じられている行為に至る者もいる。

女性たちがこうした職に就きたいきさつを見ると、彼女らは救済が必要とされる人たちに含まれると言える。しかし、この国の宗教行政がザカート徴収に関して

イスラムの教えの趣旨と目的を満たすような運営ができていないがゆえに、彼女らを低劣な状態から救い、過ちを悔い改めるような取り組みが実施されていないのである。仕事や教えを与えることで、宗教だけでなく社会一般からも咎められるような仕事から彼女たちを解放できるのである。

多くの扶養家族を持つという第一の質問に対して、回答は忍耐と努力を説き、その後はアッラーに委ね、祈るようにと述べている。同内容の第二の質問に対する回答では、努力を説きつつも、後半では妻に対する責任を放棄してはならない、と強調している。この背景には、離婚され、もしくは置き去りにされた女性たちが困窮し、売春や不道德な生業に携わらざるを得ない状況が生まれていたこと、またこれが男性の無責任な行動からくるものであるとする『カラム』誌に通底する問題意識がある。

最後の質問は、こうした背景を踏まえて理解できる。質問は、ムスリム女性がウェイトレスになることはイスラムの教義に照らして疑問であるとの立場からなされている。これに対して回答は、夫に捨てられ、自らも扶養家族を持つ女性らが、教育もなく選べる職業がウェイトレスなのだと言い、生計を立てる手段として認めている。酒を飲むなど自らの尊厳を傷つける行為をしている者についても、本来は救済されるべき者とし、シンガポールの宗教行政、とりわけザカートの徴収と運営が適切に行われていないことが問題であるとする¹²⁾。

6. 離婚

シンガポールでは、マレー人ムスリムの間での離婚趨勢が問題化して、「離婚を減らす」ことは、1950年代前半の新聞・雑誌上で頻繁に見られる標語だったと言って良い。

離婚を減らす方法 [Qalam 1950.11:39]

Q.23

イスラム教徒の間の「離婚」件数を減らすためのイスラム法に則った手段はありますか？

A.23

夫婦間の離婚を防ぐため、イスラム教は信者に様々な

12) シンガポールでザカート徴収が国家の宗教行政の一部として制度化されたのは1966年ムスリム法施行法の施行後である。これ以前は、宗教団体やモスク等が個別にザカートの収集と配分を行っていた。

規則や導きを与えている。

イスラムは我々に対立を引き起こすような事柄に対し譲歩の姿勢を取ることを説いている。イスラムはいかなることやいかなる人に対しても良き態度を取ることを教えている。イスラムはいかなることやいかなる人に対しても公平であるよう命じている。イスラムは妻に対して善い行いをし、また彼女らを尊敬し、逆に妻は夫を尊敬し忠実であるよう説いている。もしこれら全ての教えに真面目に従えば、離婚件数は確実に減少するだろう。

離婚を憎むこと [Qalam 1952.6:16]

Q.225

夫婦の離婚(タラーク)はイスラム教で許されていますが、至高なるアッラーはそれを憎まれます。何が問題なのでしょう。

A.225

アッラーが夫婦の離婚(タラーク)を認めているのは、我々人間の理解に合わせたからである。人間の性質に従って、婚姻(生活の共有) 関係を緩め、解消することが許可されているが、関係を絶つことは軽蔑される。なぜなら、我々の見解では、それは自覚と忍耐が足りていないゆえの行為だからである。とりわけ夫婦が大きな責任を負っている場合、すなわち子供がいる場合は、離婚は子供たちの生活と環境に影響を与える。ゆえに、家庭での平和な生活を築くためにはお互い主張しすぎず、許容し合い、相手を喜ばすことが望ましい。もし独身でいたら陥るかもしれない悪行を未然に防ぐためにも、結婚が奨励されるのである。

ふざけてなされた離婚宣言 [Qalam 1952.7:17-18]

Q.236

夫婦喧嘩の最中に妻が夫に離婚してくれとわめいていました。そして夫は「お前に一回離婚宣言を出す」と言いました。2、3日すると、彼らはまた仲睦まじくしていました。これは法的にはどうなりますか？

A.236

大部分のイスラム法学者たちの判断では、離婚宣言が冗談やふざけて出されたものだったとしても、その女性には離婚されたこととなる。その証拠として、以下のハディースが挙げられる。

「アブー・フライラは伝えている。神の御使いはおっしゃった。『冗談であろうと、本当に事実となる事柄が三つある。それは、婚姻、離婚宣言、そして復縁である』」(アーマッド、アブー・ダウード、イブン・マージャ、ティルミズィー、ダル・アル＝カトニ、ハキムの伝承によるハディース)

他にも、上記のハディースとおおよそ同じ内容のも

のが三つ存在する。これらはタブラニ、ハーリス・ビン・ウサマとアブドゥル・ラザクの伝承によるものである。三つの意味や意図は上記のとおりである。しかし、これらのハディースは信憑性が低いとして一部の法学者らはこれを否定する。一番目のハディースを認めているのはイマーム・ハキムだけだが、ハディース学者によるとこのハディースは伝承経路の信憑性が低く、他の三つもまた同様であるという。

もし妻に対する離婚宣言が確実に心から意図して発したものであれば、その妻は離婚宣言が出されたと思わねばならない。しかし、もし怒りにまかせて言葉を吐いたのなら、一部のウラマーらの判断によると、妻に離婚宣言を出したことになる。なぜなら、確固とした決意をもって宣言してはじめて合法となるからである。アッラーは次のように啓示されている。

「もし離婚を決意するならば、まことにアッラーはよく聞き、よく知り給う」(コーラン「牝牛」の章第226節)

この節から明らかなように、アッラーが見給うのは、決意を持って出す離婚宣言であり、冗談やふざけて出したものではない。この判断を補強するハディースが他にもいくつかある。その内の一つは次の通りである。「アーイシャは言った。怒りにまかせて出した離婚宣言は合法ではありません」(アーマッドやアブー・ダウードなどによる伝承)

以上の説明が満足のいくものになったことを願う。そして、我々が忠告したいことはただ、離婚宣言を容易に出したり、それを習慣化したりしてはならないということである。それが普通のこととなれば良からぬ事態を引き起こすだろう。

離婚を減らす方法として、女性活動家やムスリム・コミュニティの有力者らは、離婚を登録する役職を持つカーディの改革や、カーディとは別に離婚を扱う、イスラム法廷の設立を求めていた¹³⁾。『カラム』においても、離婚件数の多さの原因として、和解や調停努力を怠り、離婚登録の謝金を目当てに容易に離婚申請に応ずるカーディを批判する論説が掲載されていた [Qalam 1953.1:6-8]。一方、この質問への回答で示されたような、道徳的な導きとしてイスラムの教えを強調し、夫婦間での尊敬を説く姿勢も、この問題に対する『カラム』の他の論説と通じている。この中で、離婚が頻繁に起こる原因は、宗教心の薄さゆえの結婚に対する責任感の欠如にあると指摘されている [Qalam 1959.8:11-12]。第二の質問に対する回答も同様に、忍耐、自覚、そして責任を説いて離婚を避けるよう求め

13) [ST 1951.2.16: 4; ST 1951.3.7: 1; ST 1951.12.29: 7; ST 1952.1.14: 7]

るものだった。第三の質問は、喧嘩の勢いや冗談で、離婚宣言がなされた場合の効果について尋ねており、回答ではこうした離婚宣言がたとえ真意でなくとも成立してしまうとする学説と、真意でない限りは成立しないとする学説の両方を紹介し、離婚宣言を弄んではならないと忠告している。

7. チナ・ブタ

イスラム法では、男性側が妻に向かって3回離婚宣言を行うと、復縁はできず、その元妻が別の男性と結婚した後に離婚しなければ再婚できない¹⁴⁾。この時、再婚のために行われる、「チナ・ブタ」(チナは華人を、ブタは盲目を意味するマレー語)という習慣についての質問が、短期間で複数回登場した。

チナ・ブタ [Qalam 1951.6:18]

Q.119

チナ・ブタという言葉の語源はなんですか。その意味はどのようなものですか。そのような名前と呼ばれているのは誰ですか。

A.119

チナ・ブタという呼び名は、ムハリル[muhallil:合法な人、認められた人]というアラビア語からきている。それは3回の離婚、もしくはいわゆる3度のタラーク[夫が妻に行う離婚宣言]により夫から離婚された女性とその夜のうちに離婚するという条件で結婚してお金をもらう男性のことを指す。大抵その男性は障害者である。一部の場所でよくあることだが、結婚立会人、あるいはカディが彼らを家で預かり、特別な部屋を一室用意する。チナ・ブタとの婚姻を望む女性が来ると、カディは家に預かっている男性に報酬を払い、その女性と婚姻させる。その後、用意された一室にふたり一緒に入る。しばらくしてからふたりは部屋から出て来て、一緒になったと認める。次に、チナ・ブタとなった男性に女性と離婚するよう命じる。その後女性は3ヶ月のエツグ[待婚期間]を待ち、最初の夫と再婚する。このような方法は、いくつかの場所でよく行われている。

質問者はこの婚姻に関する法について尋ねてはいないが、重要だと思うので説明したい。このような行為は法律上明らかに違法である。なぜなら、彼らが結婚というものを弄んでいるように見えるからだ。アッラーはこのようなムハリルの行為を呪い、その職業は厳しく

14) 夫による妻への離婚宣言(タラーク)は、3度まで行うことができる。3度目までは、待婚期間中の復縁が認められているが、3度目は、復縁することはできず、待婚期間終了後にも再婚が認められない。3度の離婚宣言をした相手と再婚するためには、女性が別の男性と結婚し、離婚しなければならない。

非難される。

チナ・ブタ(2) [Qalam 1951.12:40]

Q.161

「チナ・ブタ」の言葉の由来は何ですか。また、そのような呼称は使徒ムハンマドの時代から存在していましたか？

A.161

「チナ・ブタ」という言葉の由来は不明だが、それは「ムハリル」というアラビア語の意味からきている。おそらくこれは、改宗した華人が、イスラム法に関する理解がないゆえに進んで結婚を弄ぶ道具にされてしまうことを喩えた言葉だろう。この言葉は使徒ムハンマドの時代には存在しなかった。

チナ・ブタとは、最初の回答の通り、再婚不可能な相手(元夫)と再婚するために、女性が別の男性と形式的に結婚し、離婚される習慣を指す。婚姻締結後、結婚が完了したことを(二人きりで密室で過ごすなどして)客観的に証明する必要がある。言葉の由来ははっきりと伝わっていないが、マレー人コミュニティ外の改宗者がこうした役割を担わされていたことを示唆している。チナ・ブタはマレー人の悪しき社会慣習として、20世紀初頭より改革派知識人から批判を浴びていた¹⁵⁾。ここでの回答も、チナ・ブタが「結婚を弄ぶ」ものだと強く非難している。

8. 姦通の位置

姦通はイスラム法で禁じられた事項の一つである。千一問でも、姦通が宗教的な罰を伴う行為であると強く否定している。しかし、以下に紹介する質問は、社会において姦通が、非難を伴うものではあるとしても、正常に評価される結婚や出産と、曖昧な境界で接していることを示唆している。

姦通の認定 [Qalam 1951.5:38]

Q.104

4人の公正な証人がいなくても、写真を証拠として姦通した者を法のもとにおくことはできますか。

A.104

法律上は4人の公正な証人がいなくてはならず、そこで初めて某氏が姦通したと主張できる。写真についてはその後である。写真はねつ造や偽造ができるため、混乱を引き起こしかねないものもある。例えば、メルール

15) [Roff 1974: 83]

さんの写真を取り、彼女と体格がまるで同じ別人が裸になっている等々の写真を用意する。次に、メルールさんの首元の部分の写真をきれいに切り取り、別の女性の写真も同じように首のところで切り取る。そしてメルールさんの頭の写真と別の女性の身体の写真を繋ぎ合わせ、写真のブロックを作る。鋭く見ない限り、メルールさんがあたかも裸になっている等々の写真に見えるのだ。

このような理由により、証拠となるのは、現像前のネガの状態の写真である。

姦通 [Qalam 1950.12:10]

Q.3

1. ラマダン[断食]月の日中に姦通をすると法的にはどうなりますか？ 2. このような場合罰が科せられますか？

A.3

ここではこの質問に対して一つにまとめて回答する。姦通者は宗教上厳格に禁止された行為に及んでいる。これを為す者はアッラーにより悲しい報いを受ける。この姦通が断食月に為された場合、更なる重大な違反、すなわち姦通の禁止及び断食中の性交渉の禁止という二つの禁止を破ることになる。断食中に性交渉に及んだ者に与えられる罰は、三ヶ月間連続の断食である。このような罪深い行動を避けなさい。そして、禁止された行為を避けることでアッラーに対して敬虔でありなさい。

姦通から結婚へ [Qalam 1951.1:33]

Q.34

ある女性が男性との姦通によって妊娠が確認され、恥を隠すためその後彼らが結婚した場合、その結婚は合法ですか。

A.34

その結婚は合法である。

姦通が疑われる出産 [Qalam 1951.4:29]

Q.93

ある男性がある娘と結婚し、7ヶ月間一緒に暮らしていました。そしてその娘は子供を一人産みました。この子供は姦通によって出来た子供となってしまうのでしょうか、または夫自身の子供でしょうか。なぜなら、子供が生まれるまでの期間は通常9ヶ月だからです。

A.93

子供が生まれるまでに9ヶ月かかるとは限らない。妊娠7ヶ月目で出産することもよくある。それどころか、4ヶ月目で出産する人もいる。よって、もしその女性が夫と結婚する前に悪い行いをしていなければ、おそらく夫の子供だろう。

姦通により生まれた子 [Qalam 1951.5:37-38]

Q.102

許されないやり方、つまり姦通によってできた子供は法的にはどうなりますか？

A.102

その子供は、両親の姦通の結果出来た姦通児である。したがって、姦通の罪は両親が背負うものだが、侮辱の重荷はその不幸な子供に降りかかることになるだろう。

姦通により生まれた子(2) [Qalam 1951.3:16]

Q.70

姦通によって生まれた子供が大きくなり、敬虔な信徒となりました。その敬虔な行いによりその人は来世での成功が得られますか。

A.70

「人は他人の罪を背負うことはない」。姦通を犯しているのは両親であり、その姦通によってその子供は生まれた。姦通の罪はそれを犯した者自身が背負うものであり、自分が背負うものではない。子供はそのことで罰せられることはない。何を成すかは自分自身の努力次第である。邪悪であれば邪悪な報いを受けるし、善い行いをすれば善き報いを受ける。なぜなら、アッラーは次のような啓示をされているからだ。「神は男女の善き行いを本当に無視されたりしない」。

姦通は宗教で固く禁じられた行為である。一方で、イスラム法は、むやみに姦通の疑いをかけることを戒め、その認定には、4人の公正な証人による証言という、非常に厳格な条件を課している。最初の質問は、写真という近代技術を用いてそうした条件を満たすことが可能かどうかという問いかけである。回答は、写真はねつ造が可能なものであり、「鋭く見ない限り」はこれを見破るのが容易でないと戒めている。そして、ねつ造不可能な現像前のネガでなければ証拠とすべきでない、としている。

一方、婚外の禁じられた関係性から結婚という合法的な関係性に至ることが現実においてままあることを示すのが、妊娠を機に結婚した場合の結婚の有効性(合法性)を問う第二の質問、婚姻中の早すぎる時期に出産し、客観的に姦通が疑われる出来事について問う第三の質問である。回答は、妊娠した後の結婚について、道徳的な是認を示さないながらも、結婚を合法(有効)なものと認めている。また、第三の質問に対する回答では、無闇に疑わず、子どもを合法的な結婚により生まれたと認める姿勢を示している。最後の二つの質問は、姦通により生まれた子についてのもので、回答

では、その子どもが社会的な侮辱に苦しむことになるだろうと警告する一方、子どもが姦通による宗教上の罪を背負うことはないとした¹⁶⁾。

9. 宗教を超えた家族形成

多民族社会において、宗教や民族の境界を超える家族形成は常に存在しうる。以下では、宗教を超えた家族が、生活を営む中で向き合っている様々な問題が示されている。

宗教間結婚 [Qalam 1950.11:39]

Q.18

イスラムでない国で婚姻締結の儀式をするイスラム教徒がいない場合、イスラム教徒が非イスラム教徒の女性と結婚するにはどのような方法がありますか？

A.18

そのイスラム教徒は、女性をイスラム教に改宗させ、その後その国の慣習や規則に従って結婚すればよい。イスラム教徒でない人たちにも彼らの規則ややり方に則った結婚というものがある。

宗教間結婚 (2) [Qalam 1951.9:39]

Q.136

もし華人の娘がマレー人の若い男性と恋に落ちて、その娘が自分はイスラム教徒だと認めたら、マレー人男性は彼女と結婚できますか。

A.136

結婚できる。異教徒の女性がイスラム教に改宗し、自身の家族との関係を断ち、またその結婚に同意したならば、イスラム教徒の男性と結婚するにあたって何も支障はない。しかし、小さい頃から自分を育ててくれた両親の苦労に敬意を表して、まず両親の同意を得る方法を模索することが和解のためには大変望ましいだろう。

子どもの宗教 [Qalam 1951.3:15]

Q.69

キリスト教徒の男性がイスラム教徒の女性を妻とし、各人自分たちの宗教を信仰していました。もし子供ができた場合、その子はどちらの信徒として見なされるのでしょうか。

A.69

アッラーは次のような啓示をなされた。「啓典を授けられた人たち(ユダヤ教徒とキリスト教徒)の食べ物

汝らにも許されており、汝らの食べ物も彼らに許されている。アッラーを信仰する貞節な女も、汝らより以前に啓典を授けられた人々の中の貞節な女も(汝らの妻として許されている)」。上記の啓示に従うと、ユダヤ教徒やキリスト教徒の女性がイスラム教に改宗しなくても、イスラム教徒の男性は実際その女性と結婚していることになる。預言者の教友の一人、フザイファ・ビン・アルヤマーンはユダヤ教徒の女性と結婚した。その結婚は使徒も誰も禁じなかったが、現代人の考え方によれば、現代の啓典の民の信徒たちはかつてのような宗教心を持っておらず、彼らの信心がすでに変わってしまったのだから、そのような結婚は合法とは見なされない。イスラム教徒の女性が異教徒の男性と結婚することに関しては、コーランの中にそれを許可する文言はなく、ハディースにおいても言及されておらず、預言者ムハンマドの教友たちも経験したことがない。したがって、その状態で生まれた子は、イスラム法に照らして違法な子であるのは明らかだ。

埋葬 [Qalam 1952.5:31]

Q.219

イスラム教徒の女性が、キリスト教徒のユーラシアンの男性と一緒にいました。彼らは結婚をせず、改宗せずにそれぞれの信仰を守りました。その女性が死亡した場合、イスラム式に埋葬をすることは可能ですか？

A.219

可能である。

養子との結婚 [Qalam 1951.9:39-40]

Q.138

ある人物が大きくなったら妻とする目的で華人の女儿を買いました。結婚契約を執り行わなかった場合、将来の結婚は合法ですか

A.138

結婚は、女性自身の同意を求めて契約を結ばねばならない。もし女性が同意しなければ、その契約は無効であり、ましてや契約をしないのは明らかに禁止である。

養子の埋葬 [Qalam 1951.12:40]

Q.163

イスラム教徒に育てられた華人の子供が3歳に満たずして死亡した場合、イスラム教徒の墓地に埋葬することはできますか。

A.163

その子供はイスラム式に埋葬し、管理してもよい。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「子供はそれぞれ本然の姿をもって生まれてくる。その両親が子供をユダヤ教徒やゾロアスター教徒にして

16) この質疑については[金子 2014]も取り上げ、マレー人ムスリム家庭における子育てや教育の観点から考察を加えている。

しまうのである」(アルタブラニとバイハキの伝承による真正ハディース)。

このハディースが言わんとしていることは、ムスリムであろうと異教徒であろうと、子供は各々フィトラ、すなわち神聖で汚れない状態で生まれてくるが、両親が誤った方向へと導くということである。両親は子供が成人になるまで彼らをユダヤ教、キリスト教あるいはゾロアスター教の信者にすることはできない。イスラム教徒に引き取られた子供は、イスラム教徒から生まれた、イスラム教徒の子供という扱いになる。

預言者ムハンマドの時代には、アリー、イブン・ザイード、ザイド・ビン・ハリサなど、成人前にイスラム教に帰依した異教徒の子供がたくさんいた。また、間違いがなければ、イスラム教徒に引き取られた、あるいは育てられた異教徒の子供が成人前に死亡してイスラム式に埋葬された事例はなかったが、上記のような人が預言者とともにあって成人前に死亡した場合、異教徒により埋葬されるか、イスラム教徒の墓地に埋葬することが許されないか、使徒ムハンマドの判断に委ねただろうか。

預言者の時代、イスラム教徒に育てられた異教徒の子供が死んだら異教徒に管理と埋葬を任せるだろうか。我々はそういった事実を聞いたことがない。したがって、その子供はイスラム式に管理されるべきだと考える。

第一、第二の質問は、いずれもムスリムの男性が非ムスリムの女性と結婚する方法についてのものである。最初の質問では、イスラム国家ではないところで、婚姻締結を取り仕切る者がいない場合に結婚することについての方法が尋ねられている。回答は、女性をイスラムに改宗させたのち、その国の慣習や規則に則って結婚するように、としている。これは、外国の地で締結されたムスリムと非ムスリムの婚姻は、その土地の法に基づいて行われた場合、有効であるとするイスラム法学説に基づいた見解である。ただし、この場合の非ムスリムは、啓典の民(キリスト教徒とユダヤ教徒)に限定されている。回答がなぜ非ムスリム女性を改宗させてから結婚するように述べたかは、女性の宗教が明確に示されていないからとも、あるいは、第三の質問への回答に示されているように、啓典の民が宗教規範に忠実でないと見られている時代のもとは、啓典の民との結婚そのものが違法であるとする立場によるものとも考えられる。

第二の質問は、華人女性とマレー人男性との結婚についてである。回答は、非ムスリム女性のイスラム改宗が必須であるとするが、それは、女性を育てた両親

との断絶を意味するものととし、まずは家族の同意を得る努力をすべきだと説く。第三、第四の質問は、いずれも、ムスリムの女性が、キリスト教徒の男性と、お互いに改宗することなく結婚生活を送っている場合についてのものである。子どもの宗教はどうか、という第三の質問に、直接の回答はなく、結婚が違法であり、子どもが合法的な結婚から生まれたとは認められないとのみ述べられている。第四の質問は、キリスト教徒と結婚していたムスリム女性をイスラム式に埋葬できるかというもので、回答は端的にできる、とのみ回答し、結婚についてはコメントしていない。

また、ムスリムが華人を養子に取ることも、宗教を超えた家族形成の一例と言える。この時期の千一問での投稿で、華人の女兒を養子に取り、女兒の成長後結婚することについては、イスラム法で禁じられていないことが確認されている[*Qalam* 1950.12:9]。しかし、上の第五の質問への回答では、女性の承諾のない結婚、かつ婚姻契約の締結が行われない結婚は二重の意味で違法であるとしている。女性の承諾を重視する立場は、強制婚を批判する中でも示されており、養女となった華人女性の権利を保護すべきとの姿勢が示されている。

最後の質問は、養子に迎えられた華人の子どもが幼くして亡くなった場合、イスラム式に埋葬できるかというものである。回答は、子どもは汚れない状態で生まれてくるのであり、その宗教は、子どもが成年するまでは親が決めることはできないとする。養子に出されたなら、その子どもはムスリムの子どもであるとの主張と合わせて読むと、養子に出した異教徒の親がその子どもの宗教を決定する権利を持たないとの意味だと考えられる。続いて、預言者ムハンマドの時代の先例を探して、未成年でイスラムに帰依した者がいたことを挙げる。しかし、異教徒の子どもがムスリムに養子に出された例、また、その子どもが亡くなってイスラム式に埋葬した例は、預言者の時代にはないと述べる。例がないとしながらも、仮にムスリムが異教徒の子どもを養育していたとして、その子どもが亡くなった時、異教徒の墓とムスリムの墓のいずれに埋葬すべきかの裁定が預言者に委ねられたり、また、その子どもの埋葬を異教徒の管理に委ねたりするはずもないという。これは、養子を迎えることは、子どもがムスリムの子として育てられることだ、という回答前半部の主張を繰り返しているものと取れる。

10. おわりに

以上、1950年から1952年にかけての千一間コーナーから、結婚と家族に関する話題を取り上げて紹介してきた。「結婚の相手」、「離婚」、「チナ・ブタ」で取り上げた質問と回答では、宗教の名の下で行われてきた慣習が、信徒間の平等、女性の権利保護といった規範を掲げるイスラム改革思想に拠って批判されるという構図を読み取ることができた。「結婚と住居」においては、慣習が批判の対象となることも肯定されることもない。敢えて指摘するならば、姻戚との関係よりも結婚した男女の意思を重んじるべきとする立場は、慣習からの脱皮を促す改革的志向とすることができだろう。しかし、若い夫婦の自立は経済的条件が整わない限り簡単ではなく、「家を持っていれば」、「経済力があるならば」と、質問と回答とのいずれかで前置きがあるのは、シンガポール社会におけるムスリム、特にマレー人ムスリムの社会経済的現実を照らしたものと言える。「生計を立てる手段」では、家族を養うこともままならない、止むを得ず道徳的に疑わしい職業に就いている、といった、より深刻な経済問題が提起された。こうした問題は、結婚や離婚が安易になされ、弄ばれていると批判される状況と、不可分に扱われている。

イスラム改革思想を基盤に回答がなされている中でも、千一間では、イスラムや法に照らした良し悪しで断じるばかりでなく、道徳的に望ましいあり方を説いたり、直接の回答を避けたり、また折衷的な立場をとったりすることがあった。例えば、『カラム』での一般的な問題意識がそうであるように、千一間でも女性は社会的弱者であり、女性の宗教的な罪を断罪するよりも救済のための制度整備を求めている。また、宗教学校や集会の場で男性と女性が交流することへの否定的な回答を避けたのは、『カラム』でもそのような場でなされた議論を引用するなど、こうした場がシンガポールまたはマラヤの政治的意思形成の上で高い重要性を持っていることに自覚的だったことからきたものと考えられる。これらは、『カラム』が、宗教雑誌であるばかりでなく、政治的・社会的な志向性を持った雑誌であることの表れだと言える。

「男女の距離」や「宗教を超えた家族形成」で取り上げた質問と回答からは、都市社会かつ多民族社会というシンガポールの多様性の中で、他者との距離や他者との関係をいかに構築するかが日常的な課題である

ことが読み取れる。ここに登場するのは、イスラム法が定めるあるべき形が必ずしも取られないままで月日が過ぎ、子どもが生まれたり、配偶者が亡くなったりして初めて何らかの型が必要とされるという事例である。一見すると、多民族多宗教が混合した型にはまらない家族形成を示しているようでもあるが、この事例の中には、「子の宗教は」、「埋葬の方法は」と、人生儀礼に何らかの型や境界設定を必要とする社会のあり方もはっきりと現れている。

千一間には、植民地都市としてシンガポールが元来持っていた流動性や多様性の高い社会の特徴と、第二次世界大戦後の混乱、独立に向けた社会運動の高まり、またそうした中での社会改革及び宗教改革思想の浸透といった、時代の変化とが、日常世界の目線で語られている。今後、当時の時事問題と合わせて読み解きを進めたい。

参考文献

- Aljunied, Syed Muhd Khairudin. 2007. *Colonialism, Violence, and Muslims in Southeast Asia: The Maria Hertogh Controversy and its Aftermath*. Routledge.
- Djamour, Judith. 1959. *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. University of London and The Athlone Press.
- Haja Maideen. 1989. *The Nadra Tragedy: The Maria Hertogh Controversy*. Pelanduk.
- Roff, William R. 1974. *The Origins of Malay Nationalism*. (2nd Edition). Penerbit Universiti Malaya.
- Yegar, Moshe. 1979. *Islam and Islamic Institutions in British Malaya: Politics and Implementation*, The Magness Press, The Hebrew University.
- 金子奈央 2014 「マレー・コミュニティにおける家族・子ども・教育」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅳ——近代マレー・ムスリムの日常生活』CIAS Discussion Paper No.40、京都大学地域研究統合情報センター、pp. 24-28。
- 金子奈央 2015 「読者の日常生活におけるハラル」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅵ——近代マレー・ムスリムの日常生活2』CIAS Discussion Paper No.53、京都大学地域研究統合情報センター、pp. 32-36。
- 口羽益男・坪内良博 1996 「マラヤ北西部の稲作農村：婚姻、離婚、家族の特質について」『東南アジア研究』4巻2号、pp. 2-43。

- 坪井祐司 2011 「シンガポールのマレー・ムスリムからみたナドラ問題」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅱ——マレー・イスラム世界における公共領域の再編』CIAS Discussion Paper No.19、京都大学地域研究統合情報センター、pp. 17-24。
- 坪井祐司 2014 「宗教の制度化、民族の制度化：1950年代前半のマラヤ政治と『カラム』の戦略」『マレーシア研究』第3号、pp. 29-46。
- 光成歩 2011 「社会再編の時代の婚姻・離婚法制：1957年シンガポールのムスリム法令による改革」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅱ——マレー・イスラム世界における公共領域の再編』CIAS Discussion Paper No.19、京都大学地域研究統合情報センター、pp. 40-46。
- 光成歩 2012 「1950年代『強制婚』論議にみるカラム誌の改革論理」坪井祐司・山本博之編著『カラムの時代Ⅲ——マレー・イスラム世界におけるイスラム的社会制度の設計』CIAS Discussion Paper No.23、京都大学地域研究統合情報センター、pp. 40-47。
- 柳橋博之 2001 『イスラーム家族法——婚姻・親子・親族』創文社。